



キャリアアップ再進学を検討中の方へ



専門実践教育訓練 給付金制度

社会人の方に朗報!

最大 **168** 万円給付

専門実践教育給付金とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講して修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。



資格を取得して
キャリアアップを
目指そう!

柔道整復学科(夜間部) /
スポーツ鍼灸学科 卒業生

馬原 孝浩さん

元WBC日本代表
元福岡ソフトバンクホークス
元オリックス・バファローズ



対象学科

- ・ 柔道整復学科 (昼間Ⅱ部)
- ・ 鍼灸学科 (昼間Ⅰ部)
- ・ 作業療法学科
- ・ 歯科衛生学科



学校法人 国際志学園

九州医療スポーツ専門学校

給付例

① 専門実践教育訓練給付制度



教育訓練経費（入学金や授業料など）の50%（年間上限40万円／最大3年間で120万円）の給付を受けることができます。*(a)
受講修了から1年以内に資格取得等をして雇用保険の一般被保険者として雇用されると、教育訓練経費の20%が追加支給！
つまり、16万円×3年間=48万円が支給されます。*(b) 合計((a)+(b))で、最大168万円が支給されます！

3年間で最大 **168** 万円の給付

※在学中の給付額の上限は40万円/年となります。

※卒業後の給付は、受講修了日から1年以内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された、または雇用されている場合となります。

※特待生制度など適用された場合は免除後の額が教育訓練経費となります。

受給対象者について

【受給対象】

→

受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

※空白期間が1年以内

※H26.10.1以降に初めて受給する場合

【受給額】

→

6ヶ月毎の申請で1年に40万円
(入学金・受講料の50パーセントで上限40万円)

卒業までに **40万円×3年=120万円**

↓

さらに追加支給として 卒業後1年以内に資格取得し、
かつ、雇用保険の被保険者として雇用された又は雇用されている場合は
+48万円 (合計168万円)

詳しくはお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にてご確認ください。

専門実践 教育訓練 給付金制度

オープンキャンパスへ参加！
(個別相談も OK)

対象学科の
内容確認

学費と
納付予定額
の算出

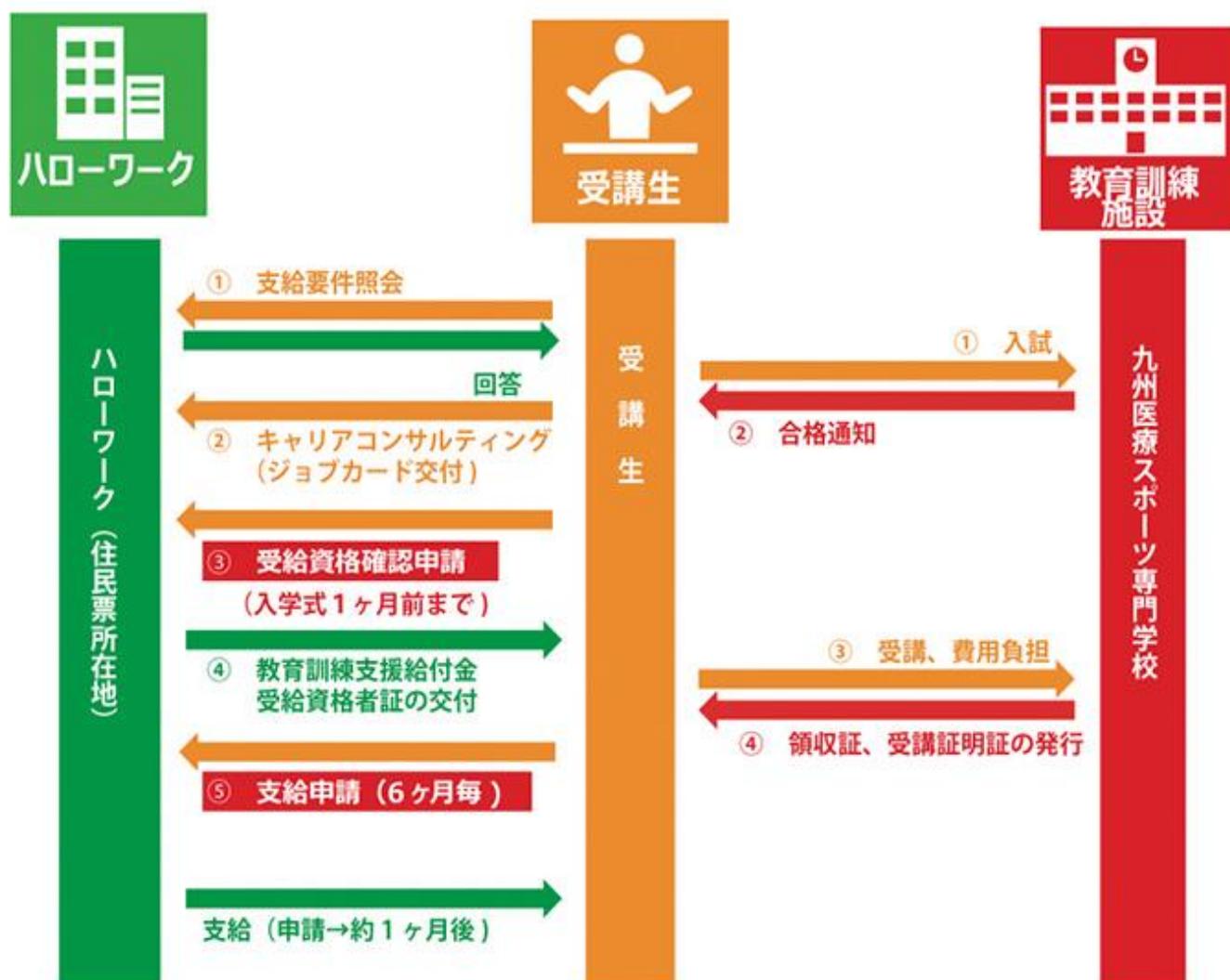
就職について

ハローワークで
「支給要件照会」*

支給申請に先立って、受講開始（予定）日現在の受給資格の有無を、あらかじめ住民票所在地のハローワークで、支給要件を確認（支給要件照会）しましょう。

【支給要件照会】ハローワークで「教育訓練給付金支給要件照会票」を受取、必要事項記入後、運転免許証や住民票（写）を添付しハローワークへ提出。

給付金受給までの流れ (例)



～教育訓練支援給付金～

専門実践教育訓練給付金を受給できる方のうち、

① 受講開始時に45歳未満である

② 一般被保険者でなくなってから1年以内に受講開始する方

等の条件を満たした場合、

基本手当(失業給付)の日額の50%が修了する見込みをもって受講している期間 支給される。

※入学式1ヶ月前までに手続きが必要です。



学校法人 国際志学園

九州医療スポーツ専門学校